

消費者被害注意情報 7

福岡県の訪問販売業者に業務停止命令(3ヶ月)

経済産業省は、健康食品の訪問販売を行う事業者に対し、商品の効能について虚偽のことを告げて販売したなどとして、特定商取引法違反で業務の一部停止を命じました。

島根県消費者センターにも、この事業者に関する苦情・相談が、平成17年4月以降に30件寄せられています。また、この他にも同様な訪問販売事業者がいますので、注意喚起をお願いいたします。

被処分業者

名称：株式会社 アーバンライフ

代表者：紺野 栄一

所在地：福岡市博多区博多駅東二丁目2番2号 博多東八二ビル7F

資本金：1,000万円

設立：平成13年10月1日

取扱品：健康食品(酸素食品)

「ノーブルエンザイム」(略称：ノーブル酵素(液))

「ノーブル酵素」(略称：ノーブル酵素(粉))

処分内容

業務停止命令 3ヶ月 (H20.12.27~H21.3.26まで)

販売行為の概要

- ・訪問販売に際し、販売事業者の名称、売買契約の締結について勧誘する目的であること、商品の種類を明らかにしていませんでした。
- ・明確な根拠がないのに、「酵素はものすごく血液がサラサラになります。年をとったら血管が詰まって脳梗塞などになりますが、この酵素は最高です。成人病になりません。」などと、効能について虚偽のことを告げて勧誘していました。
- ・繰り返し購入を断っている消費者に対し、執拗に勧誘を行ったり、年金で暮らしていることを理由に断り続けている消費者に対し、多量、高額の商品購入を執拗に勧誘するなど、主に、年金暮らしの高齢者を対象に、迷惑を覚えさせるような仕方でも勧誘を行っていました。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/consumer/tokutei/081226ar.pdf>

11月の相談件数及び苦情の多い相談

475件(年間累計4,227件)

順位	項目	件数	主な内容
1	オンライン等関連サービス	110	身に覚えのない有料サイト利用料等の請求
2	フリーローン・サラ金	73	多重債務、融資保証詐欺、ヤミ金融
3	商品一般	54	身に覚えのない代金請求等で他に分類されないもの
4	宝くじ	10	海外宝くじの購入
5	内職・副業	10	多額の登録料請求

不況を反映してか、一攫千金を狙う「宝くじ」と「内職・副業」関係の相談が順位を上げています。「濡れ手に粟」のおいしい話には乗らないよう指導してください。